

高齢者の消費者被害の現状と県の取組

(静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課)

1 高齢者の消費者被害の状況・特徴

令和4年度、県と市町に寄せられた消費生活相談26,109件の中で、相談者の年齢が判明している22,370件のうち、60歳以上の方からの相談が約半数(48%)を占める。高齢者の消費者被害が多い要因として以下のものが挙げられる。

○悪質業者に狙われやすい高齢者の特性

- ・若年世代に比べて資産を有している
- ・「お金」・「健康」・「孤独」の『3K』に不安がある
- ・平日の昼間、自宅に一人でいることが多い

○高齢化率、高齢者のみの世帯の増加

- ・令和5年4月1日時点の県内高齢化率：30.4%（福祉長寿政策課調査）
加齢によって判断能力が衰える者も増加することが考えられる。
- ・県内における65歳以上の単身世帯数：16万6千世帯（令和2年度国勢調査）
家族と離れて暮らす高齢者が増加していく中、家族だけで見守りを行うことが困難になっている。

2 被害防止に向けた課題と対応策

(1) 消費者被害の特性から見える課題

- ・本人以外の方が、消費者被害に気づき、より早期の段階で消費生活相談窓口につなぐ。（関係機関との連携）
- ・身近な地域で、継続的に見守りことのできる体制を整える。（見守りネットワークの構築）
- ・近年では社会のデジタル化の進展により、スマートフォンやパソコンを利用する高齢者も増加しており、デジタル関連の消費者被害が増加している。

(2) 対応策（県の取組）

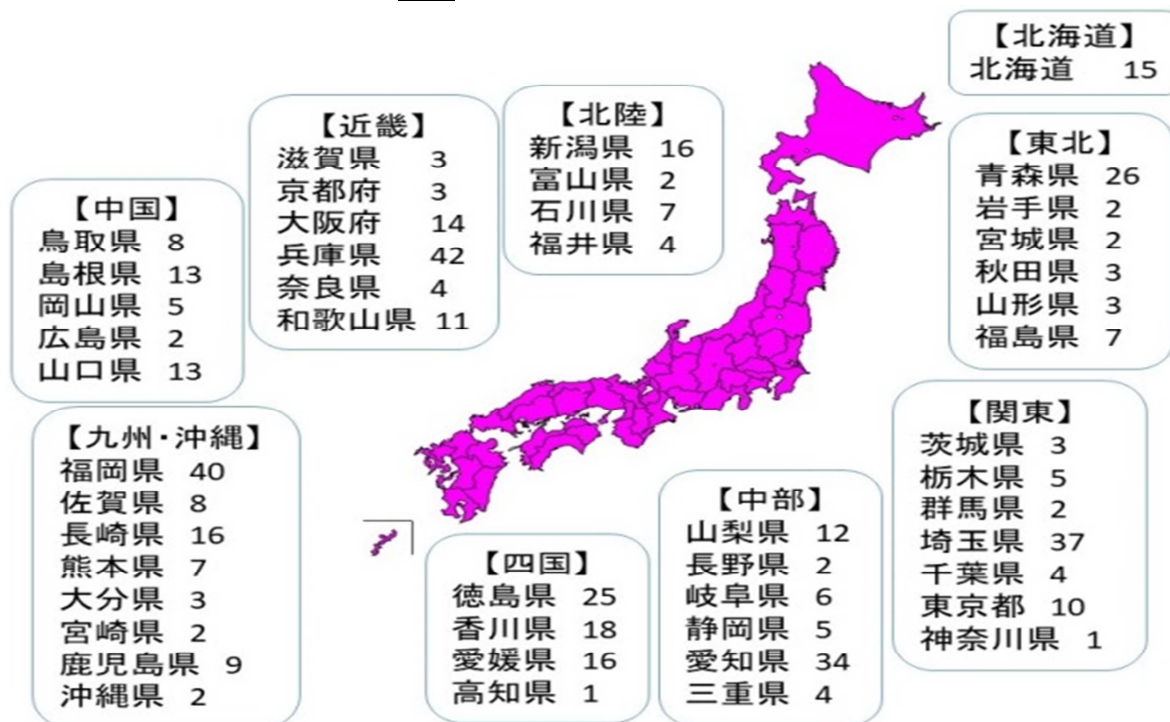
取組内容	概要
高齢者の見守り体制構築	・市町の見守り体制を強化するため、消費者安全法上の「消費者安全確保地域協議会」の設置を促進
リーフレット作成	・高齢者の被害が多い事例を掲載したA4版チラシを全戸配布 ・しずおか県民あんしん消費生活（令和4年12月） ・靈感商法等の消費者被害防止に向けた啓発リーフレット（令和5年9月）など
消費者教育出前講座	・高齢者、見守り者を対象とした出前講座の実施 ・「消費者トラブルに遭わないためのシニア向けネットサービス活用講座」（令和4年度） ・「シニア向け消費者教育講師人材養成講座」（令和5年度） ⇒養成した講師による「シニア向けデジタル活用講座」（出前講座）を実施

3 消費者安全確保地域協議会について

消費者安全法では、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置できることが規定されており、各市町の福祉・防災・防犯などの既存のネットワークを活用した設置を本県でも促進している。

4 全国の設置状況

令和5年12月末時点で **477** の自治体に設置されている。(道府県設置を含む)



5 市町消費者安全確保地域協議会の設置状況

項目	富士市	東伊豆町	南伊豆町	御殿場市
協議会名称	富士市消費者安全確保地域協議会	東伊豆町あんしん見守りネットワーク	南伊豆町高齢者見守りネットワーク	御殿場市消費者安全確保地域協議会
設置年月日	令和2年11月12日	令和3年8月24日	令和4年7月7日	令和5年8月21日
構成機関	消費生活センター、高齢者支援課、地域包括支援センター、社協、警察等	小売業者、新聞店、宅配業者、介護事業者、金融機関、ガス・電気事業者、民生委員等	小売業者、運送業者、電気事業者、介護事業者、医師会、町内医療機関、社協、民生委員・児童委員協議会、警察、地区消防組合、郵便局、宅配業者、金融機関等	くらしの安全課(消費生活センター)、社会福祉課、長寿福祉課、市高齢者地域ケア会議(介護支援専門員連絡協議会、民生児童委員、医療関係者、生活支援コーディネーター等)、警察署
事務局	富士市市民安全課	東伊豆町地域包括支援センター	南伊豆町地域包括支援センター	御殿場市くらしの安全課
要綱	富士市消費者安全確保地域協議会設置要綱	東伊豆町あんしん見守りネットワーク事業実施要綱	南伊豆町高齢者見守りネットワーク設置要綱	御殿場市消費者安全確保地域協議会設置要綱

【調査結果まとめ】高齢者の消費者被害防止に向けた取組に関する調査

(令和5年12月調査 n=35)

(前提) 本調査における「高齢者」とは、主に65歳以上の県民を言います。

I 高齢者(本人・見守り者)への周知啓発・消費者教育

Q I-1 消費者被害防止のため、高齢者(本人)へどのような周知啓発を行っていますか。(複数選択可)

A ① 情報誌の発行(自治体広報誌への掲載含む)	33
② メーリングリスト等による情報提供	5
③ 自治体の公式SNS等による情報提供	17
④ 街頭キャンペーンの実施	28
⑤ その他	18
⑥ 周知啓発を行っていない	0

※賀茂地域の市町については、賀茂広域消費生活センターの回答をそれぞれの市町の回答に加えて計上しています。

(Q I、Q III全てで共通)

(⑤「その他」の内容)

- ・地元ケーブルテレビで啓発番組を放映 年3回啓発チラシを全戸回覧(賀茂広域消費生活センター)
- ・啓発品を回覧配布(松崎町、熱海市、御殿場市、袋井市)
- ・啓発チラシやポスターを市有施設、郵便局、商業施設、スーパーに配架(伊東市)
- ・防災無線を使っての注意喚起(御殿場市)
- ・高齢者レクリエーション施設、温泉交流館で啓発活動(伊豆の国市)
- ・市内を走行する電車やバスへのポスター等の掲出による啓発(静岡市)
- ・自治会会合での周知啓発(静岡市)
- ・介護保険65歳到達者へ情報提供(藤枝市)
- ・愛野駅駅電照広告の設置、袋井駅デジタルサイネージの放映(袋井市)
- ・公共施設でのポスター展示

Q I-2 高齢者(本人)へどのような消費者教育の取組を行っていますか。(複数選択可)

A ① 出前講座の実施	32
② セミナー・シンポジウム等の開催	7
③ その他	1
④ 消費者教育の取組を行っていない	1

(③「その他」の内容)

- ・チラシ等の全戸回覧(吉田町)

(①~③の実績)

市町名	区分	実績内容
賀茂広域消費生活センター	①	R5: 1回(8人) R4: 4回(84人)
西伊豆町	①	今年度において、既に10回の出前講座を行いました。それぞれ、10名前後の参加者がいました。
熱海市	①	昨年度: 1回 12人 今年度: 1回 21人
伊東市	①②	R5 消費生活講座(1回、28人、受講者:一般市民)、出前講座(3回、計50人、受講者:一般市民)
沼津市	①②	・出前講座(令和5年度(令和5年12月28日時点):13回・391名、令和4年度:25回・723名) ・セミナー(令和5年度(令和5年12月28日時点):1回・16名、令和4年度:2回・42名) ・消費生活展(令和4年度:1回・人数は集計していない)
三島市	①	令和5年度実績 2回 45人 令和4年度実績 2回 52人
御殿場市	①②	①5回 335人 ②2回 65人 ※①②共にR6. 3月末見込

裾野市	①	令和4年度 実施回数9回 参加人数合計340人 令和5年度 実施回数10回 参加人数合計407人
伊豆市	①	サロンや居場所、老人クラブを対象に15回実施。
清水町	①	1回、20人
長泉町	①	令和4年度：1回、11名 令和5年度：0回（12月末現在）、1月以降実施予定あり
小山町	①	6回 160名
富士市	①	令和4年度 8回 159人
富士宮市	①②	高齢者向け出前講座：昨年度 講座数17回 参加人数319人 今年度 講座数 8回 参加人数141人（12月末時点） 市民生活講演会 : 1回 参加人数40人
静岡市	①	令和4年度 13回 479人 令和5年度（12月末現在） 18回 716人
焼津市	①	R5年度：実施7回、参加者134名
藤枝市	①	R5年度12月末現在 15回・399人（R4年度 17回・452人）
島田市	①	令和4年度 5回 120人 令和5年度 2回 39人
牧之原市	①	R4年度：3回、58名 R5年度：9回、207名
川根本町	①	1回、32名
磐田市	①	R5年度 実施回数：6回、参加人数：120人（R5.12末時点） R4年度 実施回数：8回、参加人数：185人
掛川市	①	昨年度：3回75人
袋井市	①	【R5年度】実施回数：4回 参加人数：65名 【R4年度】実施回数：16回 参加人数：243名
御前崎市	①	R4 3回 70名 R5 5回 120名
森町	①②	・出前講座（1回・約30名参加） ・消費者教育講座（1回・15名参加）
湖西市	①	開催回数 3回 参加人数 58人

※実績欄に記載のあった市町のみを掲載

Q1-3 消費者被害防止のため、高齢者の周りの見守り者へ向けてどのような周知啓発を行っていますか。
（複数選択可）

A	① 情報誌の発行（自治体広報誌への掲載含む）	28
	② メーリングリスト等による情報提供	6
	③ 自治体の公式SNS等による情報提供	14
	④ 街頭キャンペーンの実施	25
	⑤ その他	21
	⑥ 周知啓発を行っていない	1

（⑤「その他」の内容）

<ul style="list-style-type: none"> ・地元ケーブルテレビで啓発番組を放映 年3回啓発チラシを全戸回覧（賀茂広域消費生活センター） ・福祉等関係機関への情報提供（伊東市、小山町、藤枝市、牧之原市） ・市内防災無線を使っての注意喚起（御殿場市） ・福祉等関係機関の出席する会議で最近多い消費者被害事例等の周知啓発（御殿場市、富士市、静岡市、焼津市） ・消費者安全確保地域協議会の構成機関へ最新被害情報を提供（富士市） ・消費生活展（掛川市） ・自治会発送の班内回覧にて啓発品の配布（袋井市） ・公共施設でのポスター展示（浜松市）

Q1-4 高齢者の周りの見守り者へどのような消費者教育の取組を行っていますか。（複数選択可）

A	① 出前講座の実施	26
	② セミナー・シンポジウム等の開催	6
	③ その他	7
	④ 消費者教育の取組を行っていない	8

(③「その他」の内容)

<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん見守りネットワーク協力機関連絡会（兼消費者安全確保地域協議会）において、職員より地域の最新被害情報についての情報提供と対応方法についての説明を行っている。（東伊豆町） ・関係団体へチラシ、パンフレットの配布（焼津市、掛川市、浜松市） ・消費者安心サポーター研修会（藤枝市） ・見守り者が参加する会議内で、市内における最新の消費者被害の状況を情報提供（御前崎市）
--

(①～③の実績)

市町名	区分	実績内容
賀茂広域消費生活センター	①	R5：3回(71人) R4：3回(84人)
東伊豆町	③	令和5年度実施回数：1回 参加人数：30名
南伊豆町	①	南伊豆町高齢者見守りネットワークの参加者31名を対象に1回実施（担当職員による）
熱海市	①	昨年度：1回 12人 今年度：1回 21人
伊東市	①②	R4 消費生活講座（1回、40人、受講者：民生委員児童委員・地域包括支援センター職員・地域女性の会・一般市民） R5 出前講座（1回、29人、受講者：民生委員児童委員・地域包括支援センター職員）
沼津市	①②	・出前講座（令和5年度(令和5年12月28日時点)：13回・391名、令和4年度：25回・723名） ・セミナー（令和5年度(令和5年12月28日時点)：1回・7名、令和4年度：2回・9名） ・消費生活展（令和4年度：1回・人数は集計していない）
三島市	①	令和5年度実績 3回 77人 令和4年度実績 6回 148人
御殿場市	②	Q1-3で回答した民児協や包括会議等の出席も出前講座の類と考えます。①25回 延べ362人 ②2回 65人 ※①②共にR6. 3月末見込
伊豆市	①	民生委員協議会や高齢者の見守り会議出席者を対象に2回実施。
函南町	①	今年度実績 2回（1回目18名、2回目42名）
清水町	①	2回（1回20人、1回(1月18日実施予定)）
長泉町	①	令和4年度：0回 令和5年度：0回（12月末現在）
富士市	①	令和4年度 1回 46人
富士宮市	①②	高齢者向け出前講座：昨年度 講座数17回 参加人数319人 今年度 講座数 8回 参加人数141人（12月末時点） 市民生活講演会：1回 参加人数40人
静岡市	①	令和4年度 5回 223人 令和5年度（12月末現在） 2回 81人
焼津市	③	【チラシ・パンフレットの配布】R5年度：配布2回、配布先42カ所
藤枝市	①③	①R5年度12月末現在 1回・38人 ③R5年度12月末現在 4回・45人（消費者安心サポーター研修会）
牧之原市	①	R5年度：1回、24名（民児協 地域福祉部会）
川根本町	①	1回、18名

磐田市	①	R5年度 実施回数：0回、参加人数：0人（R5.12末時点） R4年度 実施回数：3回、参加人数：130人
掛川市	①③	今年度：3回28人
袋井市	①	【R5年度】実施回数：1回 参加人数：30名
御前崎市	③	R4 1回 15名 R5 なし
菊川市	②	見守りネット研修会実施 R4年度39名 R5年度32名
森町	①②	・出前講座（1回・約30名参加） ・消費者教育講座（1回・15名参加）
浜松市	①③	出前講座：実施回数20回、参加人数529名（R4年度） チラシ送付：7回（R4年度）

※実績欄に記載のあった市町のみを掲載

II 高齢者の見守り体制の構築

Q II - 1 貴自治体では高齢者の見守りネットワークがありますか。(一つ選択)

- A ① 消費者行政部門が所管するネットワークがある
 ② 他部局が所管するネットワークがあり、消費者行政部門が参画又は連携している
 ③ 他部局が所管するネットワークがあるが、消費者行政部門は参画又は連携していない
 ④ 自治体内にネットワークはない

3
17
7
8

Q II - 2 (Q II - 1で①～③と答えた市町のみ) 見守りネットワークの名称を教えてください。

Q II - 3 (Q II - 1で①～③と答えた市町のみ) 見守りネットワークに参画している構成機関について教えてください。(自由記載)

Q II - 4 (Q II - 1で①・②と答えた市町のみ) 見守りネットワークの活動内容について教えてください。(自由記載)

Q II - 5 (Q II - 1で②と答えた市町のみ) 見守りネットワークにおける消費者行政部門の役割について教えてください。(自由記載)

A (Q II - 1～5まで) 別紙のとおり

Q II - 6 (Q II - 1で②と答えた市町のみ) 既存の見守りネットワークを消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会とする意向はありますか。(一つ選択)

A ① ある	4	→	富士宮市、川根本町 ※設置済の東伊豆町、南伊豆町を含む
② ない	12	→	松崎町、三島市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、浜松市、湖西市
③ 検討中	1	→	島田市

(①を選んだ理由、補足事項等) (自由記載)

既存の見守りネットワークが、消費者安全確保地域協議会の役割を果たしていると考えているため。

(富士宮市)

・現在、進行中(川根本町)

(②、③を選んだ理由、補足事項等) (自由記載)

・様々な会議が多く、新たな協議会を立ち上げてやれるほどの余力はないため(松崎町)

・当市では、地域包括支援センターなどの見守り団体との情報交換や連携を行うための「地域ケア個別会議」、「地域ケア推進会議」を地域包括ケア推進課主催で行っている。既に見守り団体や市の担当課との情報交換の場があり連携がとれていることから、協議会を設置しなくても十分と考えている。(三島市) ※同趣旨の回答：焼津市、藤枝市、吉田町、掛川市、菊川市、浜松市、湖西市

・近隣市町の状況等を確認のうえ、今後検討していきたいという意向である。当市の見守りネットワークは高齢者や見守りが必要な方が対象であるが、消費者被害の相談者がその要件に該当するとは限らないため。(島田市)

・現在、既存のネットワークや高齢者の見守りを行っている部門からの情報提供等による相談はほとんどなく、市内で発生している被害の多くが、SNS等の広告から入り、自ら被害にあいに行ってしまうものであることから、引き続き現在の体制を維持し、被害の未然防止、早期解決のため、高齢者のみならず市民に広く相談窓口を周知する啓発の強化を行う必要があるため。(袋井市)

Q II - 7 (Q II - 1 で③と答えた市町のみ) 見守りネットワークに消費者行政部門が
参画しない理由について教えてください。(自由記載)

A	・ 普段から、消費者団体、警察、自治体内の他部局、他部局を通して地域包括支援センターなどからの情報提供や情報共有を行っているため。(熱海市)
	・ 特定分野に関するネットワークであり、消費者行政部門が参画する余地がないため。(伊東市)
	・ 現状の協議会運営担当課は、消費者安全確保地域協議会と主旨が異なることから、センターの協議会参画は検討していないため。(伊豆市)
	・ 事業の趣旨が、「民間事業者等の日常の業務活動を通して、市内の高齢者、障がい者及び子供等の見守りを必要とする者の異変に気付いた場合における市との協力体制につて」の為、消費者行政部門を対象としなかった。(伊豆の国市)
	・ 協定内容が「町内の高齢者等の異変について協力事業者に連絡いただく」としており、連絡いただく判断基準が、配達等の業務中に、高齢者等住宅の異変(数日間、郵便物や新聞がたまっている、洗濯物が干したまま、昼間雨戸が閉められている等)に気付いたとき、高齢者が徘徊するなど不自然な行動をとっているとき、その他住民に関する異変に気づいたときとしているため。また、協力事業者の業務の支障のない程度の協力としているため。(長泉町)
	・ 徘徊に特化した見守りネットワークのため(御前崎市)

Q II - 8 (Q II - 1 で③及び④と答えた市町のみ) 消費者行政部門における見守りネットワーク
の方向性について、貴市町の見解を教えてください。(一つ選択)

A	① 消費者行政部門で見守りネットワークの設置を検討している	6	→ 下田市、西伊豆町、伊東市、沼津市、伊豆市、森町
	② 他部局が設置する見守りネットワークへの参画を検討している	2	→ 裾野市、御前崎市
	③ 見守りネットワークを設置する予定はない	6	→ 河津町、熱海市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町

(上記を選んだ理由、補足等記入欄) (自由記載)

①	・ 賀茂広域消費生活センター、地域包括ケアおよび福祉関係の所属と見守りネットワークとなるような枠組みの組織を設置する方向で調整をし始めている。(下田市)
①	・ 検討しているが、他業務が多忙になり話が進んでいない。(西伊豆町)
①	・ 本市の既存の見守りネットワークや協議会の中で、消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会と位置づけられそうなものがないため(伊東市)
①	・ II-7で記載のとおり、現在の協議会運営担当課はセンターが協議会へ参画することを目的としていないため、センターが独自に設立するしかないが、協定機関が重複することもあり、難航している。(伊豆市)
①	・ 関係部署との連携を引き続き密に図りながら、設置の検討をしていく。(森町)
②	・ 福祉部門で設置を検討している見守りネットワークへの参画を検討している。(裾野市)
②	・ 徘徊に特化したネットワークではあるが、担当部署と参画の検討を含め協議している。(御前崎市)
③	・ 設置も一案と認識するが、現状では検討に至っていない。(熱海市)
③	・ 他部局との連携の必要性は高いが、個々のケースで連絡を取ることがあり、現時点では設置の予定がない。(伊豆の国市)
③	・ 人口が5万人を切っているため。(函南町)
③	・ 地域包括支援センターが事務局とする「高齢者支援ネットワーク調整会議」が既に存在しているため。(清水町)
③	・ 重層的支援体制の事業に関わっている(小山町)

※回答のあった市町のみを掲載

III 高齢者の消費者被害防止のための関係機関との連携

Q III - 1 高齢者の消費者被害防止のため、どのような関係機関と連携していますか。（複数選択可）

A ① 消費者団体	18
② 社会福祉協議会	30
③ 地域包括支援センター	32
④ 弁護士	16
⑤ 司法書士	14
⑥ 民生委員・児童委員	27
⑦ 医療機関（病院・診療所・薬局等）	6
⑧ 介護事業者	18
⑨ 郵便局	13
⑩ 金融機関	14
⑪ 労働組合	2
⑫ 小売店	12
⑬ 教育委員会	6
⑭ 警察	28
⑮ 自治体内の他部局	28
⑯ その他	6

(⑯「その他」の内容)

- ・あんしん見守りネットワーク協力事業所（Q II -3参照）（東伊豆町）
- ・宅配業者、新聞店、バス・タクシー会社等（南伊豆町）
- ・配送業者、保険会社、電力会社（松崎町）
- ・保険会社（三島市）
- ・企業・自治会・地元の老人会（吉田町）
- ・飲食店、不動産、新聞屋、ガソリンスタンド、宅配、タクシー、配食（菊川市）

Q III - 2 Q III - 1 で選択した関係機関とどのような連携をしていますか。（自由記載）

- ・高齢者の安否確認や異変情報の報告、消費者被害防止の視点での見守り（複数市町）
- ・会議の場などで消費者被害事例等の情報提供や意見交換（複数市町）
- ・啓発品、ポスター等の配架（複数市町）
- ・セミナーや出前講座の開催、講師派遣協力（複数市町）
- ・（消費生活相談の中で）気になるお客さんがいた時に情報共有（東伊豆町）
- ・相互協力における協定を締結し包括連携（松崎町）
- ・消費者団体等と協働での消費生活展（三島市ほか）
- ・裾野市消費者団体協議会が中心となって、消費生活講座や消費生活展を実施している。（裾野市）
- ・弁護士、司法書士による法律相談の実施（裾野市、富士市）
- ・年度初めに、袋井警察署森分庁舎の生活安全担当の警察官と連絡会議を実施。（森町）
- ・弁護士および司法書士に複雑もしくは高度な消費生活相談への専門アドバイザーの委嘱をお願いしている。（浜松市）

Q III - 3 高齢者の消費者被害防止のため、関係機関と連携したいことがあれば教えてください。

A

市町名	機関名	連携したいこと
西伊豆町	介護事業者	訪問介護など利用者に直接会う事業者であれば、消費者詐欺被害等の情報が入ってきやすいのではないかと思うため。
熱海市	地域包括支援センター	消費者被害に遭われた方に対し、消費生活相談窓口案内していただいたり、繋いでいただくこと。 悪質業者等の情報提供・情報共有。
熱海市	民生委員・児童委員	消費者被害に遭われた方やそのような相談を受けた際に、消費生活相談窓口案内していただいたり、繋いでいただくこと。 悪質業者等の情報提供・情報共有。
沼津市	警察	悪質事業者への対応強化など
伊豆市	教育委員会	小中学生及び保護者や教員を対象とした出前講座等の消費者教育の実施
島田市	弁護士、司法書士	専門家による法的な見解を伺いたい。

(別紙) Q II - 1 ~ 5 関係

市町名	Q II - 1	Q II - 2	Q II - 3	Q II - 4	Q II - 5
	見守りネットワークの有無	見守りネットワークの名称	構成機関	活動内容	消費者行政部門の役割
1 下田市	④なし				
2 賀茂郡東伊豆町	②あり (参画・連携している)	東伊豆町あんしん見守りネットワーク	生協、スーパー、コンビニエンスストア、商店、金融機関、郵便局、ライフライン関連、宅配便、新聞店、牛乳店、マンション・別荘管理、公共交通機関、薬局、美容組合、司法書士法人、介護保険事業所・施設	・日頃の業務を通じた住民の見守りと有事の際の地域包括支援センターへの連絡	あんしん見守りネットワーク協力機関連絡会(兼消費者安全確保地域協議会)における地域における最新被害情報の情報提供と対応方法についての説明を行っている。
3 賀茂郡河津町	④なし				
4 賀茂郡南伊豆町	②あり (参画・連携している)	南伊豆町高齢者見守りネットワーク	警察、消防署、医師会、介護事業所、社会福祉協議会、民生・児童委員などの関係機関及び金融機関、宅配業者、新聞店、バス・タクシー会社、小売店等の協力機関	高齢者の安否確認や異変情報の報告、消費者被害防止の視点で見守り、気づいたことがあれば賀茂広域消費生活センターへつなぐ	賀茂広域消費生活センターへの繋ぎ役、構成機関へ最新被害状況を提供、消費者行政啓発品の作成・配布
5 賀茂郡松崎町	②あり (参画・連携している)	高齢者見守りに関する協定	ヤマト運輸(株)伊豆支店、生活共同組合コーボしずおか、日本郵便株式会社(松崎・中川・岩科・沼津郵便局)、東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社、日本生命保険相互会社 沼津支社	該当する事例はないが高齢者部門は同じ庁舎内にあるため、事例発生した際には、情報共有・連携して取り組める体制となっている	左に同じ
6 賀茂郡西伊豆町	④なし				
7 熱海市	③あり (参画・連携していない)	熱海市高齢者等地域見守りネットワーク	警察、熱海市薬剤師会、熱海市介護サービス提供事業者連絡協議会、熱海市社協、熱海市シルバー人材センター、宅配業者、新聞店、小売店、生協、熱海地区更生保護女子会、県タクシー協会熱海支部、熱海市赤十字奉仕団、ガス会社、県信用金庫協会、保険会社、証券会社、コンビニ		
8 伊東市	③あり (参画・連携していない)	伊東市高齢者あんしん見守りネットワーク事業	伊東警察署、伊東市地域包括支援センター、伊東市介護保険事業者連絡協議会、伊東市民生委員児童委員協議会、静岡県タクシー協会伊東支部、東日本旅客鉄道株式会社、伊豆急行株式会社、株式会社伊豆東海バス、日本郵便株式会社伊東郵便局、エフエム伊東株式会社		
9 沼津市	③あり (参画・連携していない)				
10 三島市	②あり (参画・連携している)	三島市地域ケア会議推進事業、包括的支援事業内にある総合相談	医療関係団体、介護保険サービス事業者、介護支援専門員連絡協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、市関係部署など	地域包括支援センターが行う地域ケア個別会議での個別課題の解決に向けての協議や、個別会議で挙げられた地域課題を解決するための協議を行う中で、必要な社会資源や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成へつなげる。個別相談にて情報提供を行う。	構成機関への消費者被害情報の提供
11 御殿場市	①あり (消費者行政部門が所管)	御殿場市消費者安全確保地域協議会 (※要綱有)	くらしの安全課 社会福祉課 長寿福祉課 御殿場市消費生活センター 御殿場市高齢者地域ケア会議 (※) 御殿場警察署 ※御殿場市高齢者地域ケア会議の委員は、(1)御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会の代表 (2)認知症総合支援事業推進協議会(御殿場市認知症総合支援事業推進協議会設置条例(平成28年御殿場市条例第2号)に規定する協議会をいう。)の代表(3)医療に関する専門的な知識を有する者(4)御殿場市民生委員児童委員協議会の代表(5)地域包括支援センター職員(6)生活支援コーディネーター	・年1回協議会開催、消費者被害事例の共有、見守りのポイント等を情報提供を行う ・随時、消費者行政と福祉部門において、消費者被害の恐れのある高齢者について情報共有している。	
12 裾野市	④なし				
13 伊豆市	③あり (参画・連携していない)	伊豆市安心見守りネットワーク協議会	地域包括支援センター、社会福祉法人(特養)、新聞店、郵便局、銀行、農協、生命保険会社、配送業者、コンビニ(エリアマネージャー)、ガス業者、警察、消防、弁護士、司法書士等		
14 伊豆の国市	③あり (参画・連携していない)	安全安心見守りネットワーク	新聞店、郵便局、コンビニ、電力会社、水道事業者、宅配業者、保険会社、自動車販売業者、ガス会社、医薬品販売業者		
15 田方郡函南町	④なし				
16 駿東郡清水町	④なし				
17 駿東郡長泉町	③あり (参画・連携していない)	長泉町高齢者等見守りネットワーク事業	新聞店、牛乳配達、コンビニ、生命保険会社、ガス会社、郵便局、証券会社、医薬品配達、農協、自動車販売業者、介護用品配達、冠婚葬祭、配達業、弁当配達		
18 駿東郡小山町	④なし				
19 富士市	①あり (消費者行政部門が所管)	富士市消費者安全確保地域協議会	市民部市民安全課、福祉部福祉総務課、福祉部障害福祉課、福祉部高齢者支援課、消費生活センター、地域包括支援センター、富士市民生委員児童委員協議会、富士警察署、社会福祉法人富士市社会福祉協議会	・構成員間で消費者被害の情報を共有(年1回程度の会議、随時最新情報の共有) ・啓発チラシ等を活用した見守り活動を実施 ・構成員がそれぞれの活動の中で、高齢者や障害者の異変を察知した場合、すぐに富士市消費生活センターへ連絡	
20 富士宮市	②あり (参画・連携している)	地域見守りあんしん事業	地域包括支援センター、警察、ほか日本郵便(株)、新聞店、配色サービス会社、電力会社、タクシー会社等	市内に事業所を設ける企業にご協力いただき、業務中に高齢者等の居住する住宅や地域住民に関して異変に気付いたとき、その内容を警察、地域包括支援センター等に連絡していただくことにより、市民を守る目を増やす。	地域包括支援センターに連絡のあった消費トラブルへの対応、高齢者向け出前講座の実施。

(別紙) Q II - 1 ~ 5 関係

市町名	Q II - 1	Q II - 2	Q II - 3	Q II - 4	Q II - 5
	見守りネットワークの有無	見守りネットワークの名称	構成機関	活動内容	消費者行政部門の役割
21 静岡市	①あり (消費者行政部門が所管)	高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワーク	消費生活センターを中核とし、地域包括支援センター、民生委員、保健師、社会福祉協議会・市福祉部局職員、ケアマネジャー、ヘルパー、警察、高齢者の生活に密接したサービスを提供している民間業者など、地域で高齢者を見守っていただいている方(見守り者)	日常の高齢者の見守り活動の中で、消費者トラブル・被害を発見した際に、連絡の担い手となって消費生活センターにつなぐ。同時に消費生活センターは、消費生活相談員と地域福祉関係者との連携を密にするとともに、見守り者が、消費者トラブル・被害に気付くために有効な情報提供を行う。	
22 焼津市	②あり (参画・連携している)	焼津市地域包括支援センター 社会福祉士部会	焼津市地域包括ケア推進課、焼津市北部地域包括支援センター(社協)、焼津市中部地域包括支援センター(医師会)、焼津市南部地域包括支援センター(社会福祉法人正生会)、焼津市大井川地域包括支援センター(社協)、焼津市くらし安全課	高齢者の権利擁護、情報共有	構成機関へ最新被害情報を提供、消費者トラブル等について情報共有
23 藤枝市	②あり (参画・連携している)	藤枝市高齢者支援会議	地域包括支援センター、医師会、警察、介護支援研究会、社会福祉協議会、健康福祉センター、市(病院・福祉・健康・消費者行政部門)	地域課題の解決に向け、多機関の取組の共有、課題共有・方向性及び具体的取組などの検討。	構成機関への消費者被害の注意喚起・情報提供、連携。 構成機関からの情報提供による相談対応。
24 島田市	②あり (参画・連携している)	島田市地域高齢者見守りネットワークづくり事業実施要綱	島田市民生委員・児童委員協議会、島田市自治会連合会、島田市老人クラブ連合会、社会福祉法人島田市社会福祉協議会、一般社団法人島田市医師会、一般社団法人島田市歯科医師会、島田薬剤師会、一般社団法人榛原医師会、一般社団法人榛原歯科医師会、榛原薬剤師会、指定居宅サービス事業者、高齢者等在宅生活支援事業の委託を受けた事業者、島田警察署、その他市長が必要と認めるもの	自らの活動に係る高齢者に対する見守り及び声掛け 高齢者又は高齢者の居宅に異変が認められたときは、その旨を当該高齢者が居住する地区を担当する地域包括支援センター又は健康福祉部長寿介護課に連絡する。緊急性が高いと認められるときは、消防署、警察署その他の連絡が必要な機関に直ちに連絡する。	構成機関への最新被害情報の提供、消費出前講座の実施
25 牧之原市	②あり (参画・連携している)	牧之原市高齢者等見守りネットワーク	牧之原市長寿介護課、牧之原市福祉こども相談センター、牧之原市社会福祉協議会(包括支援センター3所)、牧之原市市民相談センター、牧之原市内75協力事業者	協力事業者が日常の業務の中でさりげない見守りを行い、何らかの異変に気がついた場合に市へ連絡し、状況確認・支援に繋げる。協力事業者との年数回の連絡会開催。	協力事業者へ被害事例等を含めた注意喚起
26 榛原郡吉田町	②あり (参画・連携している)	吉田町高齢者見守りネットワーク連絡会	吉田町(防災課・産業課・都市環境課・上下水道課・生涯学習課)、静岡市消防署、吉田町社会福祉協議会 吉田町民生委員・児童委員協議会、自治会、榛原医師会、歯科医師会、薬剤師会、牧之原警察署、地元の老人会 協力事業所(51事業者)	連絡会において情報を共有し、各機関ごとの取組を実施している。	連絡会において情報を共有するとともに、消費者相談及び啓発事業を通じて高齢者の消費者被害防止に努めている。
27 榛原郡川根本町	②あり (参画・連携している)	川根本町高齢者等見守りネットワーク(川根本町高齢者等見守りネットワーク推進事業実施要綱)	役場高齢者福祉課、地域包括センター、介護ホーム、社協、民生員、薬局病院デイサービス	毎月、情報交換会を開催	消費生活講座の実施
28 磐田市	②あり (参画・連携している)	磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議	福祉団体・市民団体等:14団体 事業者団体:48団体	対象者の通報及び安否確認	悪質商法等についての情報提供
29 掛川市	②あり (参画・連携している)	見守りネットワーク活動	社会福祉協議会、地域、長寿推進課、地域包括ケア推進課、ふくしあ、協定締結事業所21か所(郵便、新聞、宅配等)	声かけ、支援活動	構成機関へ最新被害情報を提供、見守り講座の開催、本人の了解を得て関係機関へ情報提供
30 袋井市	②あり (参画・連携している)	名称なし	相談支援事業所、地域包括センター、消費生活センター、	・見守りを行う中で被害にあっている(あっている疑いのある)方を発見した場合、消費生活センターへ随時連絡 ・見守りが必要だと思われる高齢者からの消費生活相談があった場合、地域包括等高齢者見守り部局へ随時連絡 ・年に一度、情報交換会の実施	構成機関へ最新被害情報を提供、消費生活センターの活動内容(啓発活動実績、出前講座)の紹介
31 御前崎市	③あり (参画・連携していない)				
32 菊川市	②あり (参画・連携している)	高齢者見守りネットワーク	菊川市内303箇所の機関、団体が参画	チラシ配架、窓口紹介	最新の消費者被害の情報提供、注意喚起
33 周智郡森町	④なし				
34 浜松市	②あり (参画・連携している)	はままつあんしんネットワーク	民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、介護支援専門員連絡協議会、介護サービス事業者連絡協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、新聞業者、宅配業者、生協、ケーブルテレビ、郵便業者、電気・ガス会社、金融機関、農協、保険会社、証券会社、道路保全業者、医薬品販売業者、小売店、自治会、シニアクラブ など	参加協力団体・事業者が、日常の業務や活動の中で、高齢者をさりげなく、ゆるやかに見守る	見守り手に対する啓発のため、一部構成機関に消費者情報を2カ月に1回の頻度で提供
35 湖西市	②あり (参画・連携している)	①地域包括支援センター全体会 ②民生委員の定例会	①地域包括支援センター ②湖西市民生委員・児童委員協議会	①各担当区域の情報共有 ②情報共有	情報共有(市内における相談事例、被害が拡大している事例の紹介等)